

さいたま市農業者トレーニングセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 5月22日

さいたま市長

清水 子人

さいたま市規則第 87 号

さいたま市農業者トレーニングセンター条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市農業者トレーニングセンター条例施行規則（平成 13 年さいたま市規則第 183 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、さいたま市農業者トレーニングセンター条例（平成 13 年さいたま市条例第 230 号。以下「条例」という。）<u>第 22 条</u>の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(併設施設の利用申請)</p> <p>第 6 条</p> <p><u>条例第 21 条において準用する条例第 7 条の規定（以下「準用第 7 条」という。）による花きミスト温室及び花き母樹温室の利用の許可又は変更の許可を受けようとする者は、利用を開始しようとする日の 1 月前から当日までの間に、温室利用（変更）許可申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(併設施設の利用許可)</p> <p>第 7 条 <u>準用第 7 条の規定による花きミスト温室及び花き母樹温室利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可は、温室利用（変更）許可書兼領収書（様式第 4 号）を交付して行うものとする。</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、さいたま市農業者トレーニングセンター条例（平成 13 年さいたま市条例第 230 号。以下「条例」という。）<u>第 23 条</u>の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(併設施設の利用申請)</p> <p>第 6 条 <u>条例第 22 条において準用する条例第 7 条の規定（以下「準用第 7 条」という。）による花き展示温室の観覧許可は、受付にその旨を申し出ることによって行うものとする。</u></p> <p>2 <u>準用第 7 条の規定による花きミスト温室及び花き母樹温室の利用の許可又は変更の許可を受けようとする者は、利用を開始しようとする日の 1 月前から当日までの間に、温室利用（変更）許可申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>準用第 7 条の規定による花き集荷施設の利用の許可又は変更の許可を受けようとする者は、利用を開始しようとする日の 3 月前から 3 日前までの間に、花き集荷施設利用（変更）許可申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>(併設施設の利用許可)</p> <p>第 7 条 <u>準用第 7 条の規定による花きミスト温室及び花き母樹温室利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可は、温室利用（変更）許可書兼領収書（様式第 5 号）を交付して行うものとする。</u></p> |

(併設施設の利用者遵守事項)

第8条 次の表の左欄に掲げる併設施設の遵守事項は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

| 併設施設名 | 遵守事項 |
|-------------------|------|
| 花きミスト温室 花き母樹温室 | [略] |

(使用料の減免の基準、割合及びその手続)

第11条 条例第14条及び第21条において準用する条例第14条(以下「準用第14条」という。)に規定する「農事研修その他特別な理由」の基準及びその割合は、次に掲げるとおりとする。

(1)~(3) [略]

2 条例第14条及び準用第14条の規定により減免を受けようとする者は、使用料減免承認申請書(様式第5号)により市長に申請しなければならない。

3 前項の規定による使用料の減免の承認は、使用料減免承認書(様式第6号)を交付して行うものとする。

2 準用第7条の規定による花き集荷施設の利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可は、花き集荷施設利用(変更)許可書(様式第6号)を交付して行うものとする。

(併設施設の利用者遵守事項)

第8条 次の表の左欄に掲げる併設施設の遵守事項は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

| 併設施設名 | 遵守事項 |
|-------------------|---|
| 花き展示温室 | (1) 展示物に手を触れないこと。 (2) 係員の指示に従うこと。 |
| 花きミスト温室 花き母樹温室 | [略] |
| 花き集荷施設 | (1) 許可を受けた目的以外に利用しないこと。 (2) 施設、設備等を損傷し、又は汚損しないこと。 (3) 係員の指示に従うこと。 |

(使用料の減免の基準、割合及びその手続)

第11条 条例第14条及び第22条において準用する条例第14条(以下「準用第14条」という。)に規定する「農事研修その他特別な理由」の基準及びその割合は、次に掲げるとおりとする。

(1)~(3) [略]

2 条例第14条及び準用第14条の規定により減免を受けようとする者は、使用料減免承認申請書(様式第7号)により市長に申請しなければならない。

3 前項の規定による使用料の減免の承認は、使用料減免承認書(様式第8号)を交付して行うものとする。

様式第4号(第6条関係)

花き集荷施設利用(変更)許可申請書

| | |
|-------------------------------|----------------|
| 年 月 日 | |
| (あて先) さいたま市長 | |
| 住所 | _____ |
| 申請者 氏名 | _____ |
| [団体の場合は、その 名称及び代表者名] | |
| 電話番号 | _____ |
| 次のとおり花き集荷施設を利用(変更)したいので申請します。 | |
| 利用日時 | 年 月 日 から まで |
| 利用目的 | _____ |
| 許可条件 | ※ |

様式第4号(第7条関係)

[略]

様式第5号(第11条関係)

[略]

様式第6号(第11条関係)

[略]

備考

様式第5号(第7条関係)

[略]

様式第6号(第7条関係)

花き集荷施設利用(変更)許可書

| | |
|--|----------------|
| (申請年月日) 年 月 日 | |
| 住所 _____ | |
| 氏名 _____ | |
| 電話番号 _____ | |
| 利用日時 | 年 月 日 から まで |
| 利用目的 | |
| 許可条件 | |
| 備考 | |
| 上記のとおり利用(変更)を許可します。 | |
| 第 年 月 日 | |
| 様 | |
| さいたま市長  | |

様式第7号(第11条関係)

[略]

様式第8号(第11条関係)

[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市農業者トレーニングセンター条例施行規則様式第5号、様式第7号及び様式第8号の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。